

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

整理番号	278	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	278)			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

都道府県防災会議の委員に係る要件の見直し

提案団体

埼玉県、福島県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

都道府県防災会議の委員を機関の長に限定せず、女性委員が登用されるように要件を緩和すること

具体的な支障事例

防災基本計画において、地方公共団体は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとされている。
しかし、災害対策基本法第15条第5項第1号で規定する都道府県防災会議の委員（以下「1号委員」という。）は、「当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員」とされており、昭和37年10月18日消防庁総務課長通達により「指定地方行政機関が所在する都道府県にあっては、当該機関の長をもって充てる」とあるため、委員となれるのは当該機関の長に限定されている。
当県の防災会議の委員72名のうち、女性委員は22名(30.6%)であるが、1号委員については17名中女性が0名(0%)であり、女性割合を低める大きな要因となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

多様な視点を反映した行政事務につながる。

根拠法令等

災害対策基本法第15条第5項第1号、昭和37年10月18日消防庁総務課長通達

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、岐阜県、山口県、高知県、宮崎県

○当県の防災会議の委員58名のうち、女性委員は15名(25.9%)であるが、1号委員については12名中女性が0名(0%)であり、女性割合を低める大きな要因となっている。
○当県においても、1号委員17名のうち女性委員0名となっており、要件の緩和が必要である。

○当県防災会議の委員 59 名のうち、女性委員は 10 名(16.9%)。
○当県においても、1号委員 17 名中女性が0名(0%)であり、女性割合を低める大きな要因となっている。
国に対しては、都道府県消防防災・危機管理部局長会を通じて、女性職員指名に向けた指定地方行政機関への積極的な働きかけを要望しているが、昭和 37 年 10 月 18 日消防庁総務課長通達が要望実現の支障となっているものとする。

各府省からの第 1 次回答

1号委員は、昭和 37 年8月6日消防庁次長通知「災害対策基本法の運用上留意すべき事項について」によれば、特にその指名がない限り、指定地方行政機関の長が当然に委員に宛てられるものとされている。
都道府県防災会議の設置趣旨が、国の中央防災会議と同様、関係機関の間を連絡調整し、総合的、計画的な防災行政を行うことである以上、関係機関の1つである「当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関」の委員は、その長が務めるのが適切である。提案の中で言及のあった昭和 37 年 10 月 18 日消防庁総務課長通達は、このことを再度明らかにした上で、同号の「その指名する職員」の考え方を示したものであり、条文の趣旨に沿ったものである。
以上を踏まえ、ご提案のような形で1号委員を指定地方行政機関の長以外も務められるよう、要件を緩和することは困難である。
なお、女性委員の登用については、東日本大震災の際に、避難所の運営に当たり女性、高齢者等の視点が必ずしも十分ではなかったとの指摘を踏まえ、災害対策基本法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 41 号)において、多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、現在充て職となっている防災機関の職員のほか、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者(8号委員)」が追加されたところであり、一定の対応を行っているところ。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

女性委員の登用について8号委員を追加する対応がなされているとのことではあるが、防災対策に限らず女性の視点を取り入れた行政運営を求められる現状にあつては、8号委員のみならず、行政機関の委員も女性の視点で防災対策を検討することが求められている。
昭和 37 年8月6日消防庁次長通知「災害対策基本法の運用上留意すべき事項について」においても、特にその指名がない限り、指定地方行政機関の長が当然に委員に宛てられるものとされていることから、特にその指名があれば、指定地方行政機関の長以外の職員を委員に宛てることができると解されるのではないかと。
前述した現在の課題に照らし、要件を緩和することを提案するものであり、ご再考を願いたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高知県】
昭和 37 年8月6日消防庁次長通知並びに昭和 37 年 10 月 18 日消防庁総務課長通達については、その発出から 60 年以上が経過している。
その間、当然に社会情勢等は変化しており、これらの通知・通達を根拠に「1号委員を指定地方行政機関の長以外も務められるよう、要件を緩和することは困難」とする回答は、時代に即していないと考える。
については、現行の防災基本計画における男女共同参画の考え方等を踏まえ、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

都道府県防災会議の設置趣旨が、国の中央防災会議と同様、関係機関の間を連絡調整し、総合的、計画的な防災行政を行うことである以上、関係機関の1つである「当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関」の委員は、その長が務めるのが適切である。
提案の中で言及のあった昭和 37 年 10 月 18 日消防庁総務課長通達は、このことを再度明らかにしたものであり、条文の趣旨に沿っている。

なお、当該通知「(一)～ただし、一都道府県内に同種の指定地方行政機関が、二以上所在する場合は、当該都道府県の都道府県庁所在地を管轄する機関以外の機関は、その所属の職員を委員として指名することが出来る。」や「(四)都道府県の区域内に指定地方行政機関の事務の一部を分掌する機関が存在しない場合には、当該機関の当該都道府県における防災上果たすべき役割等を勘案してその長又は幹部職員をもって充てる。」とあり、条件付きではあるが、一号委員は指定地方行政機関の長に限定しているものではない。

以上を踏まえ、昭和 37 年 10 月 18 日消防庁総務課長通達の解釈を変更し、要件を緩和することは困難である。

一方、多様な主体の意見を反映できるよう、平成 24 年の改正災害対策基本法において追加された「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」(8号委員)について、制度趣旨等を踏まえ、当該委員の積極的な活用が一層図られるよう、必要な検討を進めることとしたい。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

4【総務省】

(10)災害対策基本法(昭 36 法 223)

(i)都道府県防災会議(15 条 1 項)については、引き続き、女性委員の積極的な登用を都道府県に要請するとともに、そのために学識経験者等(同条 5 項 8 号等)を活用することも可能であることを、改めて都道府県に令和 7 年中に通知する。